

令和6年度ガーデンイルミネーションIN西大寺運營業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和6年7月26日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

令和6年度ガーデンイルミネーションIN西大寺運營業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和6年度ガーデンイルミネーションIN西大寺運營業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと
- (3) 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額2,000,000円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）
※イルミネーション事業及び賑わい創出事業の予算配分は仕様書のとおりとする
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証金 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間に、LED1万球以上を使用したイルミネーションを実施・施工した実績があること。
- (4) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「イベント」に登録のあること。登録がない者が参加する場合は、登録に必要な書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (5) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (6) 暴力団もしくは暴力団員でないこと。また、その統制のもとにないこと。
- (7) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程（昭和58年市訓令甲第20号）第10条第1項及び第2項に定める市内業者、市内扱い業者、準市内業者及び市外業者とする。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～令和6年8月21日（水）
仕様書等に関する質問受付	令和6年8月2日（金）17時（必着）
仕様書等に関する質問回答	令和6年8月7日（水）17時までに掲載
企画提案書の提出	令和6年8月21日（水）17時（必着）
プレゼンテーションの実施	令和6年8月28日（水）予定
審査結果の通知	令和6年9月上旬頃

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和6年度）からダウンロードすること。

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

質問書（様式1）により仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（1）受付方法

電子メールで岡山市庭園都市推進課へ提出すること。

●電子メール：teintosh@city.okayama.lg.jp

（2）受付期限

令和6年8月2日（金）17時（必着）

（3）回答方法

受け付けた質問に対する回答は、岡山市ホームページへ公表します。

【留意事項】

- ①質問を行った企業名は公表しません。
- ②質問に対する回答内容は本公示の一部とみなします。
- ③意見の表明と解される質問、本業務に関係ない事項等の質問には回答しません。

7 企画提案書の提出

（1）提出期限 令和6年8月21日（水）17時（必着）

（2）提出方法

岡山市都市整備局庭園都市推進課宛に、「令和6年度ガーデンイルミネーションIN西大寺運營業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、持参するか一般書留又は簡易書留により郵送してください。

（3）提出書類

- ① 参加資格確認のための書類
 - ア 参加資格確認申請書（様式2）
 - イ 印鑑証明書
 - ウ 納税証明書（国税）
 - エ 納税証明書（岡山県税）
 - オ 納税証明書（岡山市税）
 - カ 納税証明書（代表者の岡山市税）

代表者が岡山市に住民登録をしている場合のみ提出してください。

キ 社会保険料納入証明書

市内業者の場合のみ提出してください

ク 商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ケ 財務諸表（直前の決算期の貸借対照表及び損益計算書）

コ その他参加確認のため必要と認められる書類

※ ただし、提案者が参加申請書（様式3）の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登載されている場合は、上記イ～ケの書類は省略できます。

② 企画提案のための書類

ア 企画提案参加申請書（様式3） ※岡山市への届出印を押印のこと。

イ 企画提案概要書（様式4）

ウ 企画提案書

（カラー印刷、A4版任意様式、図面等はA3版折込可。20頁以内）

別紙仕様書（案）の内容を盛り込み、企画提案概要書（様式4）に沿って説明できる内容としてください。

※ 企画提案書は、全体にわたって提案者名（企業・団体名）がわかるような記述は一切しないようにしてください。やむを得ず記述する場合は、副本については黒塗りし、わからないようにしてください。

※ 企画提案書は図面等を含めて20ページ以内とし、各ページの下中央に通し番号をふってください。

エ 見積内訳明細書（任意様式、消費税明記）

オ 提案者の会社概要及びイルミネーションの実施・施工実績（様式5）及びその添付資料

（4）提出部数

・上記① 参加資格確認のための書類 各1部

・上記② 企画提案のための書類

社名、代表者印（岡山市に届けた使用印）のある正本 1部

様式3を添付せず、社名、代表者印のない副本 11部

（5）注意事項

ア 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。

イ 仕様書等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

ウ 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。

エ 見積額は規定の概算予定額を超えないように提案してください。

オ 提出書類は、1応募者につき1提案とします。

カ 提出書類の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

キ 企画競争参加申込書の提出後、やむを得ない理由により参加できない場合は、速やかに辞退届（様式6）を提出すること。

8 特定方法等

(1) 審査体制

「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」に則り、設置された「令和6年度ガーデンイルミネーションIN西大寺運営業務委託企画競争審査委員会」（以下「企画競争審査委員会」という。）により、審査基準に基づいて審査及び評価します。その結果を岡山市都市整備局事務事業委託審査委員会（以下「委託審査委員会」という。）に諮り、委託業務契約の最適提案者を特定します。

(2) 審査方法

ア 企画競争審査委員会は、提出書類及びプレゼンテーションにより、審査項目について評価を行います。

イ 委託審査委員会は、企画競争審査委員会の評価をもとに、最適提案者の特定を行います。これに際して必要と認めるときは、専門的事項に対して、第三者である専門家の意見を聴取します。

(3) プレゼンテーションの実施

審査員による公平な審査のため、発表時には提出された副本（社名等の記載のないもの）を使用し、発表時間は1事業者につき25分以内（15分の説明、10分程度の質疑応答）とします。様式4の内容に沿って説明ください。

詳細な日時、場所については後日お知らせします。

※説明は提出された提案書のみで行い、追加の資料を使用した説明はできません。

（提案書と同じ内容のものに限り、パワーポイント等を使用した説明ができます。）

(4) 評価基準

別紙-4のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

ア 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に選定委員会及び審査委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

オ 提案者がプレゼンテーションに出席しない場合

カ 見積額が概算予算額を超過している場合

キ その他審査委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

9 契約手続等

最適提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。審査委員会で特定された最適提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適提案者が契約締結するまでの間に、失

格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 特定しなかった提案書等は、原則として返却します。返却が不要な場合は提案時または審査結通知時にその旨をお知らせください。また、提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しません。
- (3) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (4) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12年市条例第 33号）の規定に基づき開示請求されたときは開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定により、開示の対象としません。
- (5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (7) 契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市都市整備局都市・交通部 庭園都市推進課（岡山市役所本庁舎 6 階）

担当：荒木・坪井

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：(086)803-1395

FAX：(086)803-1740

電子メール：teientosi@city.okayama.lg.jp